

令和 7 年 8 月 6 日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
利根導水総合管理所長 秋場 宣吉
(公 印 省 略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|---|
| 1 件 名 | 末田須賀堰ガス器具及びガス配管点検業務 |
| 2 施 行 場 所 | 埼玉県さいたま市岩槻区新方須賀1160 独立行政法人 水資源機構 末田須賀堰操作所 |
| 3 業 務 期 間 | 契約締結の翌日から30日間 |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので、見積書の提出を依頼します。

記

- | | |
|--|---|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 参 加 要 件 | 当機構における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格業者である必要はありません。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様式等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限りま。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。 |
| 2) 提出方法 | F A X（又は電子メール）による。（※F A X番号は、4）に記載された番号） |
| 3) 提出期限 | 令和 7 年 8 月 2 2 日 10:00 まで |
| 4) 提出先 | 独立行政法人水資源機構 利根導水総合管理所
<u>F A X 0 4 8 - 5 5 7 - 1 5 0 6</u>
<u>電子メール nyukei_tonedo@water.go.jp</u> |
| 5) 見積回数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書の提出の期限は、令和7年8月25日 10時までとします。 |
| 6) その他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 3 見 積 結 果 | 見積結果については、 <u>契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知</u> します。 |
| 4 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。 | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。 | |

末田須賀堰操作所ガス器具及びガス配管点検業務 仕様書

第 1 節 適 用

この仕様書(以下「本仕様書」という。)は、末田須賀堰操作所ガス器具及びガス配管点検業務(以下「本業務」という。)に適用する。

第 2 節 業務場所

埼玉県さいたま市岩槻区新方須賀 1160
独立行政法人 水資源機構 末田須賀堰操作所

第 3 節 業務内容

本業務は、ガス器具及びガス配管の点検を行うものである。

- (1) ガス器具点検 1 式
- (2) ガス配管点検 1 式

第 4 節 履行期間

契約締結の翌日から 30 日間とする。

第 5 節 点検内容

(1)ガス器具の点検

1)点検内容(あんしん点検)

主な点検項目

- ①機器内部にガス漏れはないか。
- ②機器内部及び接続部の水漏れ(熱媒体漏れはないか)。
- ③点火時に異常着火はないか。
- ④最大燃焼時での一酸化炭素濃度は判定基準を超えていないか。
- ⑤ガス栓から機器接続部までにガス漏れはないか。

2)対象製品

器具設置箇所	製品名	型式	備考
1 階・屋外	ガス給湯器	PH-2015A	Paloma
1 階・屋内	ガスコンロ	IC-320SB-2R	Paloma
2 階・屋内	ガス給湯器	PH-5FS-1	Paloma
2 階・屋内	ガスコンロ	MG-224	SUNWAVE(現 LIXIL)

(2)ガス配管の点検

上記、(1)ガス器具の点検に合わせて、ガス器具までのガス配管の漏れ検査を行うこと。

第 6 節 業務実施日時

業務実施日時については、事前に発注者と受注者が打合せの上決めることとする。

第 7 節 追加作業

点検において、通常の使用に支障がある不具合が見つかった場合、受注者は、発注者に報告すると共に、部品の交換や修理に内容ついて発注者と協議し、協議の結果、部品の交換や修理の追加作業を行う場合、別途契約変更を行うこととし、発注者は受注者にその対価を含めた受注額を支払うものである。

第 8 節 成果品

本業務における成果品は、次による。
点検結果報告書(PDF)

第 9 節 疑義等

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者双方協議して定めるものとする。

【参考資料】

位置図

